

福岡県公報

平成17年4月11日
第2374号

目次

告示(第784号-第797号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………	1
○災害救助法による救助の開始	(保健福祉課)	……………	1
○被災者生活再建支援法の対象となる自然災害	(保険福祉課)	……………	2
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	……………	2
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	……………	2
○土地改良事業の同意	(農地計画課)	……………	2
○土地改良事業の同意	(農地計画課)	……………	2
○休猟区の指定の一部改正	(緑化推進課)	……………	2
○銃猟禁止区域の指定の一部改正	(緑化推進課)	……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………	3
○救急病院の認定	(医療指導課)	……………	4
公 告			
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(建築都市管理課)	……………	4
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(建築都市管理課)	……………	5
正 誤			
○農業振興地域の区域の変更(平成十七年四月福岡県告示第七百三十 二号)中正誤		……………	6

告 示

福岡県告示第784号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字町316番2及び316番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市小郡1379番3
能塚 栄介

福岡県告示第785号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市小郡字中築地374番1、378番1、380番1、381番、382番1、382番2、383番1、383番2、384番1、384番2、385番1、386番1、386番2、387番1、387番2、388番1、389番1、408番1、408番2、409番2及び410番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者名
宮崎県宮崎市新栄町33番地
株式会社 コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

福岡県告示第786号

平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震による災害に関し、同月20日から福岡市の区域について災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定による救助を開始

したので、福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）第3条の規定により告示する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第787号

平成17年3月20日に福岡市の区域内において発生した福岡県西方沖地震による災害は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害であるので告示する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第788号

大和南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
松藤 有朋	山門郡大和町大字皿垣開506番地

福岡県告示第789号

筑後北部第二土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
塚本 始	筑後市大字西牟田2855番地
中村 厚	三潞郡大木町大字福土962番地

福岡県告示第790号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
宗像市	農業用ため池整備事業 (新堤地区)	平成17年3月25日

福岡県告示第791号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
宗像市	農業用ため池整備事業 (舟木上下地区)	平成17年3月25日

福岡県告示第792号

休獵区の指定（平成16年10月福岡県告示第1831号）の一部を次のように改正する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

第3号(1)中「浮羽郡田主丸町」を「久留米市」に、「浮羽郡吉井町」を「うきは市」に、「田主丸町道」を「久留米市道」に、「町道」を「市道」に、「田主丸町」を「久留米市」に改める。

福岡県告示第793号

銃猟禁止区域の指定（平成16年10月福岡県告示第1832号）の一部を次のように改正する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

第6号(1)中「夜須町」を「筑前町」に改める。

福岡県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚線 大野城	嘉穂郡穂波町大字枝国1452番先から 同郡同町大字枝国115番先まで

福岡県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行橋	県道	門司線 行橋	前	京都郡苅田町大字苅田 3787番1先から 同郡同町大字苅田3787番 8先まで	40.0 ～ 40.0	186.0
			前	同上	12.0 ～ 31.0	182.0
			後	同上	40.0 ～ 68.0	186.0
甘木	一般国道	386号	前	朝倉郡筑前町長者町463 番1先から 同郡同町長者町429番1 先まで	8.0 ～ 9.0	154.0
			後	同上	9.0 ～ 12.0	154.0
甘木	一般国道	386号	前	朝倉郡筑前町東小田1141 番6先から 同郡同町東小田3629番1 先まで	11.3 ～ 16.0	320.0
			後	朝倉郡筑前町東小田1141 番6先から 同郡同町東小田3539番24 先まで	9.3 ～ 16.7	402.0

福岡県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	須磨園南曾根線	京都郡苅田町大字鋤崎149番1先から 同郡同町大字鋤崎128番1先まで
行橋	須磨園南曾根線	京都郡苅田町大字新津631番173先から 同郡同町大字新津631番2先まで
行橋	大久保線 行橋	行橋市大字大野井576番3先から 同市大字大野井628番1先まで
甘木	386号	朝倉郡筑前町中牟田560番1先から 同郡同町中牟田560番2先まで
甘木	386号	朝倉郡筑前町東小田1141番6先から 同郡同町東小田3539番24先まで

福岡県告示第797号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地	有効期間
医療法人恒生堂永田整形外科病院	大牟田市原山町1-1	平成17年3月16日から 平成20年3月15日まで
大牟田記念病院	大牟田市大字歴木1841	
医療法人療仕会松本病院	田川郡川崎町大字川崎1681-1	

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

前原都市計画道路3・5・9号北新地加布羅線、3・5・10号高田加布里線、3・4・20号波多江泊線、3・5・21号北新地新田線及び3・5・22号加布羅線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成17年5月15日 午後1時から5時まで

(2) 場所

前原市役所新館5階501会議室（前原市前原西1-1-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・5・9号北新地加布羅線	起点 前原市前原北一丁目 終点 前原市大字新田字加布羅 主な経過地 前原市大字前原	約970メートル
3・5・10号高田加布里線	起点 前原市大字高田字天幕 終点 前原市大字加布里字鬼ヶ毛 主な経過地 前原市大字前原	約8,800メートル
3・4・20号波多江泊線	起点 前原市大字波多江字天神免 終点 前原市大字泊字カツラギ 主な経過地 前原市潤二丁目	約3,780メートル
3・5・21号北新地新田線	起点 前原市前原北二丁目 終点 前原市大字新田字赤坂 主な経過地 前原市大字新田	約1,500メートル
3・5・22号加布羅線	起点 前原市大字新田字前川 終点 前原市大字新田字前川 主な経過地 前原市大字新田	約280メートル

(2) 閲覧

同案については、平成17年4月11日から同月25日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び前原市建設都市部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成17年4月25日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

志摩都市計画道路3・4・1号松隈稲留線、3・5・2号大石線、3・4・3号中新開稲留線、3・5・4号学園通線及び3・5・5号下新開線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成17年5月12日 午後7時から9時まで

(2) 場所

志摩町役場第2庁舎会議室1（志摩町大字初30番地）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・1号松隈稲留線	起点 志摩町大字松隈字行合 終点 志摩町大字稲留字七田 主な経過地 志摩町大字初	約1,760メートル
3・5・2号大石線	起点 志摩町大字師吉字大石 終点 志摩町大字師吉字大石 主な経過地 志摩町大字師吉	約150メートル
3・4・3号中新開稲留線	起点 志摩町大字師吉字中新開 終点 志摩町大字稲留字七田 主な経過地 志摩町大字師吉	約2,150メートル
3・5・4号学園通線	起点 志摩町大字津和崎字宮ノ元 終点 志摩町大字井田原字新開 主な経過地 志摩町大字初	約1,100メートル
3・5・5号下新開線	起点 志摩町大字師吉字大石 終点 志摩町大字師吉字下新開 主な経過地 志摩町大字師吉	約190メートル

(2) 閲覧

同案については、平成17年4月11日から同月25日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び志摩町都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成17年4月25日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べるができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場

合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

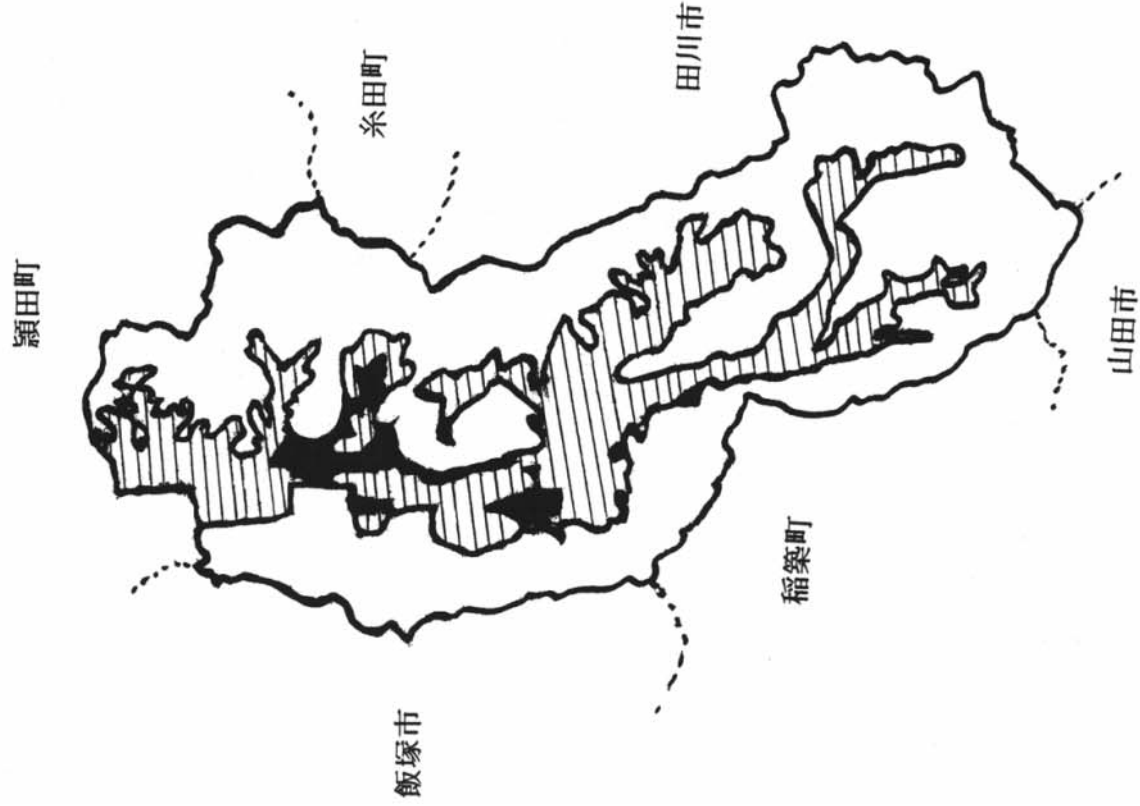
この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
17・4・1	2370 増刊①	告示	732	88				図面	次ページのとおり	変更後の庄内農業振興地域の範囲の図面

庄内農業振興地域の区域を表示した図面

(庄内町)



凡		行政区域
例		農業振興地域の区域
		今回農業振興地域から除外する区域

発行 福岡市博多区真公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販印 福岡市博多区吉塚五丁目二番四〇号
売刷 松影堂印刷株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)